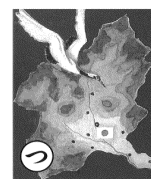




県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

平成31年3月15日（金） 第9682号

目次

ページ

規 則

- 群馬県大規模土地開発事業の規制等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（地域政策課） 2
- ぐんま男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（人権男女・多文化共生課） 2
- 群馬県立農林大学校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（農業構造政策課） 2

告 示

- 道路の区域変更（道路管理課） 9
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定（同） 9
- 都市計画事業の変更認可（都市計画課） 9
- 平成31年度において県が発注する物件の製造契約及び物件の購入契約並びにその他の契約の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等の告示（会計課） 10

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民生活課） 15

教育委員会告示

- 群馬県教科用図書採択地区の設定の告示の一部を改正する告示（義務教育課） 16

入 札 公 告

- 一般競争入札の実施（消防保安課） 16

規則

群馬県大規模土地開発事業の規制等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月十五日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県規則第六号

群馬県大規模土地開発事業の規制等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県大規模土地開発事業の規制等に関する条例施行規則(昭和四十八年群馬県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第九号中「第二条第一項第二号」を「第二条第一項第三号」に、「一般電気事業者」を「小売電気事業者」に改める。

第十九条第二号中「都市計画区域」の下に「のうち同法第四条第十二項に規定する開発行為(同法第二十九条第一項第二号に規定する開発行為を除く。)を行う区域」を加え、同条第三号中「前号の」を「都市計画法第五条の規定により指定された」に、「都市計画法」を「同法」に改め、「開発行為」の下に「(同法第二十九条第二項第一号に規定する開発行為を除く。)」を加える。

第二十条中「開発行為」の下に「(同法第二十九条第一項第二号に規定する開発行為を除く。)」を加える。

第二十一条第一項第四号中「行う電気事業」を「行う一般送配電事業」に改め、同条第二項第五号を次のように改める。

五 国立研究開発法人森林研究・整備機構

別表第三の一の項(イ)中「がけ面」を「崖面」に、「ワ」を「リ」に改め、同項(ヘ)中「付表二及び付表三を用いることとし」を削り、同項(ト)中「壁面の面積三平方メートル以内ごとに一個の内径七・五センチメートル以上の硬質塩化ビニール管又はこれに類する耐水材料を用いた水抜穴を設け」を「その裏面の排水を良くするため水抜穴が設けられ」に改め、同項(チ)及び(リ)を次のように改める。

チ 開発事業によつて生ずる崖の崖面を覆う擁壁で高さが二メートルを超えるものについては、建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第百四十二条(同令第七章の八の準用に関する部分を除く。)に定める基準に適合するものであること。
リ この基準に定めるもののほか、必要があるものについては土木学会等の各種技術基準等によるものであること。

別表第三の一の項(イ)中「大規模宅地開発に伴う別に定める技術基準」を「別に定める大規模宅地開発に伴う調整池技術基準」に改め、同表三の項(ロ)中「(昭和二十五年政令第三百三十八号)」を削り、同項(ロ)の後段を削り、同表付表二及び付表三を次のように改める。

付表二及び付表三 別添

別記様式第五号中「第2条第1項第2号」を「第2条第1項第3号」に、「一般電

気事業者」を「小売電気事業者」に改め、注を削る。

別記様式第六号注を次のように改める。

註 開発事業に際しては、変更部分の上段に変更内容を赤筆したものを添付すること(図面等については、別添に変更前後の内容を記載したもので可)。

附則

1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の日前に着手し、又は群馬県大規模土地開発事業の規制等に関する条例(昭和四十八年群馬県条例第二十三号)第七条の規定による協議が終了した開発事業については、改正後の第十九条及び第二十号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現に改正前の別記様式第五号及び別記様式第六号の規定により提出されている申請書は、改正後の別記様式第五号及び別記様式第六号の規定により提出されたものとみなす。

4 この規則の施行の際現に改正前の別記様式第五号及び別記様式第六号の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

ぐんま男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月十五日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県規則第七号

ぐんま男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

ぐんま男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例施行規則(平成二十一年群馬県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「(土曜日及び日曜日並びに休日にあつては、午前九時から午後五時まで)」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、平日において午後六時以降の使用者がいない日並びに土曜日及び日曜日並びに休日については、午前九時から午後五時までとする。

附則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

群馬県立農林大学校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月十五日

群馬県知事 大澤 正 明

群馬県規則第八号

群馬県立農林大学校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県立農林大学校の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和五十八年群馬県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項第一号中「六センチメートル」を「四センチメートル」に、「四センチメートル」を「三センチメートル」に改める。

別記様式第一号から第三号までを次のように改める。

別記様式第1号(規格A4)(第8条関係)

入 校 願 書

年 月 日

群馬県立農林大学校長 あて

住 所
氏 名

年 月 日生

群馬県立農林大学校に入校したいので、関係書類を添えて提出します。

希望学科 第1希望 学 科 (コース)

第2希望 学 科 (コース)

添付書類(同封する書類にチェック)

- 1 履歴書(写真を貼付したもの)
- 2 身上調書(表裏の両面記載)
- 3 学業成績証明書(調査書)
- 4 推薦書
- 5 受験票
- 6 返信用封筒
- 7 その他

書類名

群馬県証紙又は領収済証明書貼付欄 ※証紙の場合は、重ならないように貼付すること。

別記様式第2号（規格A4）（第8条関係）

履 歴 書

写 真
（縦4cm×横3cm）
正面上半身脱帽
提出日の三月以内に
撮影したもの
カラー、白黒いずれも可

現住所				
ふりがな 氏名		年	月	日生（ 歳）

年	月	日	学 歴 、 職 歴 、 賞 罰

年	月	日	資 格 、 検 定 、 免 許 等

別記様式第3号(規格A4)(第8条関係)

表

身上調書

ふりがな 氏名	-----	性別	
ふりがな 現住所	〒----- 電話番号 ()		
保護者等の 氏名			
保護者等の 住所	〒----- 電話番号 ()		
志望の動機 や 将来の目標	----- ----- ----- ----- ----- ----- -----		

(裏面に続く)

裏

農 林 業 経 営 概 況

以下に記載する事項が ある ない

項 目	面 積	項 目	面 積 ・ 頭 羽 数
水 田	a	菌 茸 類	本箱
普 通 畑	a	搾 乳 牛	頭
桑 園	a	肉牛 繁殖 肥育	頭
果 樹 園	a	豚 繁殖 肥育	頭
飼 料 畑	a	養 蚕	箱
山 林	a	そ の 他	
農 林 業 従 事 者	農 氏 名		続 柄
経 営 形 態	専 業 ・ 兼 業 (いずれかを○で囲む。)		

注) 水田等については、保有面積でなく、作付け面積を記入すること。

この規則は、公布の日から施行する。

■ 告 示

◎群馬県告示第61号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県太田土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年3月15日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	変更の 前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
一般国道	407号	太田市スバル町4番の1地先内	前	12.1～18.4	68.0
			後	12.1～26.5	68.0
県道	前橋館林線	太田市スバル町4番の1地先から同市東本町25番の8地先まで	前	17.9	37.0
			後	19.3	37.0

◎群馬県告示第62号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定した。

平成31年3月15日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間
県道	下里見安中線	安中市安中二丁目字本宿2416番の5地先から同市同字上野尻2896番の1地先までの上下線

◎群馬県告示第63号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成31年3月15日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 施行者の名称 富岡市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 富岡都市計画公園事業 8・5・1号 中高瀬観音山遺跡歴史公園
- 3 事業施行期間 平成11年9月21日から平成36年3月31日まで

4 事業地

- (1) 収用の部分 変更なし
 (2) 使用の部分 変更なし

◎群馬県告示第64号

群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号）第170条の2、第180条及び第190条の3の規定に基づき、平成31年度において県が発注する物件の製造契約及び物件の購入契約並びにその他の契約（工事請負並びに設計、測量及び地質調査の委託を除く。以下「物件の製造等の契約」という。）の一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「資格」という。）及び資格を有するかどうかの審査（以下「資格審査」という。）の申請の方法等を次のとおり定める。

なお、平成30年度及び平成31年度において県が発注する物件の製造契約及び物件の購入契約並びにその他の契約の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等の告示（平成30年群馬県告示第84号）（以下「旧告示」という。）は、平成31年3月31日限り廃止する。

平成31年3月15日

群馬県知事 大澤 正 明

1 物件の製造等の契約の種類

物件の製造等の契約の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	大分類	小分類
物品の製造	印刷	活版印刷、グラビア印刷、オフセット印刷、フォーム印刷、封筒、製本、タイプオフ印刷、ダイレクト印刷、点字印刷
	地図・航空写真	地図製作、図面製作、写図、航空写真、その他の地図・航空写真
物品の販売	事務機器	事務用品、鋼製什器 ^{（じゆ）} 、事務用家具、和洋紙、印章、OA機器、その他の事務機器
	教育機器	学校教材、教育機器、保育教材・遊具・玩具、教育用家具、その他の教育機器
	書籍	図書、雑誌・刊行物、映像ソフト
	理化学医薬・保健機器	理化学機器、計測機器、実験機器、測量機器、医療機器、X線フィルム、光学機器、介護用機器、その他の理化学医薬・保健機器
	薬品	医療用薬品、工業用薬品、農業用薬品、動物用薬品、ガス類、衛生用品、その他の薬品
	電気・通信機器	電気器具、放送・通信用機器、家電製品、家電消耗品
	産業用機械	産業用機械、建設用機械、工作用機械
	農林業用機器	林業用機器、農業用機器
	農林業用用品	種苗、肥料、飼料、園芸資材、花き類、その他の農林業用用品
	車両類	自動車、二輪車、特殊自動車、自転車、自動車部品、タイヤ、船舶、ぎ装、

		消防用自動車、救急用自動車、警察用自動車、その他緊急自動車
燃料類		ガソリン・軽油、重油、灯油、燃料用ガス、薪炭、石油器具、その他の燃料類
厨房機器		調理台、流し台・洗面台、給湯器、調理機器、厨房用食器、ガス器具、その他の厨房機器
食料品		食料品、茶、学校給食用食材
運動用品		運動用具、武道用品、キャンプ・登山用品、運動設備品、その他の運動用品
音楽用品		楽器・楽譜、レコード・音楽CD等、その他の音楽用品
百貨店		ギフト製品・百貨
繊維製品		制服、作業服・事務服、白衣、寝具類、帽子、その他の繊維製品
室内装飾品		カーテン、じゅうたん、ブラインド、椅子カバー、どん帳、暗幕、テント、シート類、家具類、木工製品製造、その他の室内装飾品
写真		写真機、撮影機、映写機、フィルム、写真材料、DPE、マイクロ写真機、青焼き、カラーコピー
記念品・時計		記章、カップ・トロフィー・楯、記念品、時計、貴金属
荒物雑貨		家庭金物、荒物、雑貨類、手芸用品、かばん、ゴム・ビニール製品、陶磁器、作業靴、皮革製品
看板・展示品		看板・掲示板、横断幕、模型、ステッカー類
道路標識		道路標識、カーブミラー、バリケード、保安灯
工事用材料		アスファルトコンクリート、木材、建築金物、工具、塗料、生コン・セメント、砕石・砂利、仮設資材、電線、その他の工事用材料
コンクリート製品		ヒューム管、パイル、道路・下水道用品、陶管、PC板、ブロック、その他のコンクリート製品
鉄鋼・非鉄鋼製品		鋼材、鋼管、ガードレール、パイプ、鉄蓋、鋳鉄品、鉛管、ビニール管、その他の鉄鋼・非鉄鋼製品
警察・消防用品		鑑識用機材、警察用品、防災用品、消防ポンプ、ホース、消火器・消火器薬剤、救急用機器、消防用機器、消防用被服、その他の警察・消防用品
水道用品		水道用特殊部品、水処理薬剤、資材、その他の水道用品
特殊物品		清掃工場用物品、選挙用品、斎場用物品、美術品、ペット用品、大型遊具、その他の特殊物品
電力		電力
その他の物品		上記のいずれにも属さない物品
役務等の提供	清掃	建物清掃、貯水槽・高架水槽の清掃、除草、樹木剪定、管渠清掃、道路・水路清掃、下水道維持・管理、浄化槽清掃、沈澱槽・分離槽清掃、除雪、その他の清掃
	警備・受付・案内	有人警備、交通誘導、機械警備、プール監視、施設受付・案内

消毒・害虫駆除	ねずみ・蜂類等、シロアリ、松くい虫、くん蒸、その他の消毒・害虫等駆除	
保守管理	施設管理、施設・設備運転管理、駐車場管理、道路等管理、電気設備、通信・放送設備、舞台装置、昇降機、空調・衛生設備、消防・防災設備、事務用機器、遊具・体育器具、浄化槽管理、自動ドア、医療機器、シャッター設備、その他の機械設備、その他の保守管理	
クリーニング	クリーニング・ランドリー、リネンサプライ、寝具丸洗い・乾燥・消毒	
廃棄物処理	一般廃棄物収集運搬、一般廃棄物処分、産業廃棄物収集運搬、産業廃棄物処分、特別管理産業廃棄物収集運搬、特別管理産業廃棄物処分、その他の廃棄物処理	
運搬業務	旅客運送、貨物運送、旅行企画、倉庫、美術品運搬、その他の運搬業務	
情報処理	システム開発・保守、データ作成・入力、その他の情報処理	
検査・分析・調査	環境関係調査、環境計量証明、世論調査、市場調査、交通調査、地域計画調査、調査・研究（シンクタンク）、測量、文化財調査、アンケート調査、漏水調査、その他の検査・分析・調査	
イベント・企画・デザイン・制作	イベントの企画・運営、会場設営・撤収、デザイン、ビデオ作製、番組の企画・制作、映像音響ソフト制作、ホームページ制作、広告代理、看板標識作製・設置、写真・マイクロフィルム、文化財等複製作製、その他のイベント・企画・デザイン・制作	
研修・講習	研修・講習	
事務処理	筆耕等事務補助、不動産関係事務・業務、速記、議事録調製業務、封入封緘業務、その他の事務処理	
人材派遣	労働者派遣	
リース・レンタル	事務用機器、電算システム、産業・建設機器、動植物、情報機器、イベント用品、自動車、医療機器、ボイラー機器、その他のリース・レンタル	
医療福祉	福祉サービス業務、給食サービス業務、検診・予防接種・各種医療検査、その他の医療福祉	
車両整備	自動車整備、機械整備	
その他	ピアノの調律、畳関係、自動車保険、損害保険、森林整備、料金徴収、翻訳、その他の業務	
再生資源化	再生資源化	
物品の購入	資源回収	鉄くず、非鉄金属くず、古紙、ビン類、ペットボトル、古物、火葬残骨灰、自動車、自転車、電気・電子機器、その他の資源回収
	電力	電力

2 競争入札に参加することができる者 競争入札に参加することができる者は、5により申請を行い、3に掲げる審査項目及び7に掲げる添付書類について資格審査を受け、資格を有すると認められた者（以下「資格者」という。）とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、申請を行うことができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者（被保佐人、被補助人又は未成年者であって、契約締結のため

に必要な同意を得ているものを除く。)

- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当することにより資格を付与しないこととされた期間を経過しない者
- (3) 納付すべき税に未納のある者

3 審査項目

- (1) 申請を行う日（以下「審査基準日」という。）の直近2年間の各事業年度（個人にあつては、各事業年）における物件等の年平均の生産額又は販売額
- (2) 審査基準日の直前の事業年度（個人にあつては、事業年）の決算（以下「直前決算」という。）における自己資本金額
- (3) 審査基準日の前日における従業員数
- (4) 物品の製造に係る事業を営んでいる者にあつては、直前決算における機械設備等の額（機械装置類、運搬器具、工具その他備品の合計額）
- (5) 直前決算における流動比率（流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分比で表したもの）
- (6) 審査基準日の前日までの営業年数

4 資格審査の方法 資格を有するかどうかは、物件の製造等の契約の種類に従い、3に掲げる審査項目及び7に掲げる添付書類を審査した結果を総合的に勘案して決定するものとする。

5 申請の方法 資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、ぐんま電子入札共同システム（<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/>）を使用し、物件等競争入札参加資格審査申請（以下「電子申請」という。）を知事に行わなければならない。

6 申請の受付期間 随時とする。

7 添付書類 申請者は、申請と同時に、次に掲げる書類を提出しなければならない。

なお、様式は群馬県ホームページに掲載されている平成30・31年度物品役務の競争入札参加資格申請に係る個別添付書類様式集（随時申請）に掲載されているものを使用すること。ただし、同様式集に掲載されていない書類の様式は、任意とする。

- (1) 法人にあつては登記簿謄本又は登記事項証明書、個人にあつては市町村長が発行した身分証明書（審査基準日から3月以内に発行されたもの。写し可。）
- (2) 納税証明書（審査基準日から3月以内に発行されたもの。写し可。法人にあつては法人税、消費税及び地方消費税並びに県税、個人にあつては所得税、消費税及び地方消費税並びに県税に関するもの。なお、同時に他の県内市町村に申請する場合は、申請する市町村の市町村税に関するものを含む。）
- (3) 財務諸表（審査基準日の直近2年間の各事業年度の決算に関するもので、法人の場合のみ提出する。）
- (4) 確定申告書等の写し（審査基準日の直近2年間の各事業年に関するもので、個人の場合のみ提出する。）
- (5) 営業に必要な許可、認可又は届出を必要とする場合は、これを証明する書類の写し
- (6) ISO認証を取得している場合は、登録証の写し
- (7) 申請を行政書士に委任する場合は、行政書士委任状
- (8) 入札、契約、代金の請求、領収等を代理人に委任する場合は、委任通知書
- (9) 暴力団排除に関する誓約書
- (10) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第1項の規定による障害者雇用義務がある場合は、障害者雇用状況報告書（所管公共職業安定所の受付印が押されたもの）の写し
- (11) 障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第1項の規定による障害者雇用義務がない場合は、障害者雇用に関する申告書

- (12) 従業員数が100人以下であり、かつ、群馬県内に本店又は委任先営業所を置く者で次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条第4項に規定する一般事業主行動計画の作成及び届出を行ったものは、一般事業主行動計画策定・変更届（所管労働局の受付印が押され、かつ、一般事業主行動計画の計画期間に審査基準日が含まれるもの）の写し
- (13) 群馬県いきいきGカンパニー認証制度の認証を受けた者は、群馬県いきいきGカンパニー認証書の写し（認証書の認証期間に審査基準日が含まれるもの）
- (14) 群馬県内に本店又は委任先営業所を置く者で群馬県環境GS認定制度の認定を3年以上継続して受けたものは、環境GS認定制度認定書の写し
- (15) 群馬県内に本店又は委任先営業所を置く者でエコアクション21認証・登録制度の認証・登録を受けたものは、エコアクション21認証・登録証の写し
- (16) 職員又は役員に消防団員がいる場合は、消防団在籍に関する証明書
- (17) 従業員が300人以下であり、かつ、群馬県内に本店又は委任先営業所を置く者で女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第8条第7項に規定する一般事業主行動計画の作成及び届出を行ったものは、一般事業主行動計画策定・変更届（所管労働局の受付印が押され、かつ、一般事業主行動計画の計画期間に審査基準日が含まれるもの）の写し
- 8 電子申請及び添付書類に使用する言語等
- (1) 電子申請は、日本語により行わなければならない。電子申請に使用できる漢字は、JIS第1水準及び第2水準とする。申請内容においてこれ以外の漢字を使用している場合は、使用可能な他の漢字又はひらがなに置き換えるものとする。
- (2) 7(3)の財務諸表は、日本語により作成しなければならない。
なお、その他の書類で外国語により記載してあるものは、その日本語による訳文を付記し、又は添付しなければならない。
- (3) 電子申請及び添付書類の金額表示は、日本円でしなければならない。
なお、日本円への換算に当たっては、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率の例によるものとする。
- 9 資格審査の結果の通知 知事は、資格審査の結果、認定を決定したときは、申請者にぐんま電子入札共同システムを使用して通知するものとする。
- 10 資格の有効期間 資格の有効期間は、資格認定日から平成32年3月31日までとする。
- 11 営業の廃止等の届出 申請者は、申請を行った後、次に掲げる事項のいずれかに該当することとなった場合は、速やかに、その旨をぐんま電子入札共同システムを使用して届け出なければならない。
なお、届出に当たり、7に掲げる書類のうち関係する書類を提出するものとする。
- (1) 営業を廃止し、又は休止したとき。
- (2) 所在地又は住所を変更したとき。
- (3) 電話番号又はFAX番号を変更したとき。
- (4) 商号又は名称を変更したとき。
- (5) 代表者の変更があったとき。
- (6) 代理人の変更があったとき。
- 12 資格の取消し等 知事は、資格者が次に掲げる事項のいずれかに該当することとなった場合は、当該資格を取り消し、又は当該事実があった後3年間を限度として資格を付与しないことができる。資格を取り消された者又は資格の付与がない者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する資格者についても、また

同様とする。

- (1) 営業を廃止し、又は休止した者
 - (2) 成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人又は破産手続開始の決定を受けた者
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - (4) 電子申請又は添付書類に虚偽の事実を記録し、又は記載したことにより資格を取得した者
 - (5) 物件の製造等の契約の履行に当たり、故意に物件の製造を粗雑にし、又は品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (6) 競争入札において、公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (7) 落札者が契約を締結すること又は契約を履行することを妨げた者
 - (8) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者
 - (9) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - (10) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- 13 資格の取消し等の通知 知事は、12の規定により資格を取り消したとき又は資格を付与しないこととしたときは、その旨を該当者に通知するものとする。

14 申請情報の取扱い

- (1) 各申請者から申請された内容（以下「申請情報」という。）については、資格審査後、その一部（本社又は委任先営業所の基本情報（商号又は名称、所在地、代表者氏名及び電話番号）、営業品目及び等級区分）について公開する。
- (2) 申請情報について、暴力団との関係の有無を関係機関に照会することがある。

附 則

- 1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の日前に旧告示に基づき資格審査の申請を行い、知事が資格を有すると認めた者については、旧告示の規定は、この告示の施行後もなおその効力を有する。

■ 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から1月間、同項に規定する定款等の書類を群馬県生活文化スポーツ部県民生活課において縦覧に供する。

平成31年3月6日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 申請のあった年月日 平成31年3月1日
- 2 特定非営利活動法人の名称 NPO法人工房花あかり
- 3 代表者の氏名 石黒愛隣
- 4 主たる事務所の所在地 高崎市飯玉町108番地4
- 5 定款に記載された目的 この法人は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」が定

める障害者が、安全で安穩のうちに生活がなされる場所を提供し、又就労する機会を提供する。その上で、かかる利用者の表現活動を支援し、折々にその作品を社会に発表する事によって、作品に出会った人々に、いわゆるアートブリュットの作品に対する感動と理解を通して共生の思いを深めてもらい、もって社会的障壁の除去と、新しい幸福追求の指針の確認を得る事に寄与することを目的とする。

■ 教育委員会告示

◎群馬県教育委員会告示第3号

群馬県教科用図書採択地区の設定の告示（昭和39年群馬県教育委員会告示第9号）の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から施行する。

平成31年3月15日

群馬県教育委員会教育長 笠原 寛

表3の項中「安中市」を削り、同表4の項中「富岡市、藤岡市、甘楽郡、多野郡」を「藤岡市、富岡市、安中市、多野郡、甘楽郡」に改める。

■ 入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

平成31年3月15日

群馬県知事 大澤 正明

1 調達内容

- (1) 調達物品及び数量 防災ヘリコプター 一式
- (2) 調達物品の特質等 詳細は、入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限 平成32年12月31日（木）
- (4) 納入場所 仕様書のとおり
- (5) 入札方法 上記(1)の物品を入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された平成30・31年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であり、かつ、等級格付区分がAの者であること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、平成31年3月26日（火）までに群馬県会計局会計課に競争入札参加資格審査申請を行い、同年4月9日

（火）までに資格者名簿に登載され、かつ、等級格付区分がAであることが確認できた者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。

(4) 本件入札公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。

(5) 入札日において、県から、物品の購入等に係る有資格業者指名停止等措置要領の規定による指名停止を受けていない者であること。

(6) 県が指定する場所で行う検査の立ち会いに応じられる者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問合せ先 〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県総務部消防保安課 担当 石井虹太 電話027-226-2242（ダイヤルイン）

(2) 入札説明書の交付方法 原則として、群馬県ホームページ（<http://www.pref.gunma.jp/>）からのダウンロードによる。なお、群馬県ホームページによる取得が困難な場合等にあつては、事前連絡の上、上記(1)の場所で交付を受けること。

(3) 入札説明書の交付期間 平成31年3月15日（金）から同年4月9日（火）までの毎日。ただし、上記(1)の場所で交付を受ける場合は、群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号）第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。

(4) 入札及び開札の日時 平成31年4月25日（木）午後2時

(5) 入札及び開札の場所 群馬県庁13階131会議室（郵送による場合は書留郵便とし、事前連絡の上、平成31年4月24日（水）午後5時までに上記(1)の場所に群馬県総務部消防保安課長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「防災ヘリコプターに係る一般競争入札書在中」と朱書きすること。）

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金 免除とする。

(3) 契約保証金 政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を別に定める期限までに納付しなければならない。ただし、規則第199条各号に該当する場合は、納付する必要はない。

(4) 入札者に要求される事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める入札参加申請書、入札参加申請書別添応募仕様書等提出書類一式及び消費税及び地方消費税等に関する課税（免税）事業者届出書を平成31年4月9日（火）までに、上記3(1)の場所に提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関して説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。

(6) 契約書の作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法 規則第169条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

(8) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: Masaaki Osawa, Governor of Gunma Prefecture

(2) Bidding details: Disaster prevention helicopter will be bid on at 2:00 p.m. on April 25, 2019

(3) Delivery period: December 31, 2020

(4) Contact point for the notice: Kouta Ishii, Fire Safety Division, Department of General Affairs, Gunma Prefectural Government, 1-1-1 Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, 371-8570, Japan, Tel 027-26-2242 (Japanese language only)

毎週火、金曜日発行

発行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
